



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	朝鮮総督府による「朝鮮語」教育：第一次・第二次朝鮮教育令下の普通学校を中心に
Author(s)	大澤，宏紀
Citation	教育史・比較教育論考，19，1-15
Issue Date	2009-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/39485
Type	departmental bulletin paper
File Information	019-001.pdf



朝鮮総督府による「朝鮮語」教育

—第一次・第二次朝鮮教育令下の普通学校を中心に—

大 澤 宏 紀

はじめに

日本統治下の朝鮮において、朝鮮総督府の管轄下にある普通学校をはじめ、高等普通学校、高等女子普通学校などの教育機関では「朝鮮語」が教授されていた。この「朝鮮語」という科目名について違和感を覚えたことが、本研究の出発点である。朝鮮語は、教授される立場である朝鮮人生徒からしてみれば、紛れもなく母語であり民族語であるが、教授する立場である日本政府側からしてみると、「国語」とは相容れない言語であると同時に、「外国語」という位置づけも与えられるはずがない。朝鮮を日本の領土に組み込んだ以上、そこで用いられている言語に対して「外国語」という呼称を用いることは自己矛盾を生み出すからである。そこでやむをえず、朝鮮総督府は「国語」でも「外国語」でもない言語として「朝鮮語」という呼び名を用いたのではないか。私はこの「朝鮮語」という科目名のなかに、朝鮮総督府が朝鮮人に対する教育方針をどうしようかと苦心した様子を感じ取ることができる気がした。

ではなぜ、そのような苦渋の選択をしてまで「朝鮮語」科目を導入することにしたのだろうか。しかも第一次朝鮮教育令（1911年8月23日公布、同年11月1日施行）、第二次朝鮮教育令（1922年2月4日公布、同年4月1日施行）において、普通学校で「朝鮮語」は必修科目だった。

日本統治者による朝鮮人に対する朝鮮語教育を扱った先行研究には、萩原彦三が記した『日本統治下の朝鮮における朝鮮語教育』¹がある。ただし、萩原は朝鮮総督府学務課長などの要職に就いていた経歴があるため、朝鮮を統治した側の証言として貴重であると評価できる一方、当時の朝鮮統治に関して批判的観点を有していない点において限界がある。萩原論文は「朝鮮語使用の禁止」という事実はなかったということを論じることに主眼が置かれており、梶井陟²をはじめ多くの論者によって批判を受けている。

梶井は萩原に対して、「事実上はその〔朝鮮語使用の〕禁止と同じ状況に追い込まれていった朝鮮民族の憤りや苦しみをどう考えるかという点に関しては、全くふれようとしていないことに、わたしは強い疑問をもつ」³として、事実上の「朝鮮語使用の禁止」とみられる事例を具体的に取り上げた上で、強く批判した。しかし、梶井が批判の材料としてあげた事例の多くは、第三次朝鮮教育令以降のものが多く、第一次・第二次朝鮮教育令下における記述は十分ではない。それにも関わらず、「朝鮮語はやはり「廃滅」へのコースがあらかじめ定められていたとしか、わたしには思えない」⁴と述べてしまっている点に、梶井の限界がみえる。

イ・ヨンスクは、法規や政令に公用語は何語か、また、裁判や教育は何語でおこなうべきかなど

といった規定が見られないのは、「まるで日本語がそうした〔公用語の〕地位を占めるのが自明の前提であるかのように、法律的措置ではなく、むきだしの強制力によって日本語がわがものの顔で植民地を支配した」⁵からであると論じ、「その意味で、日本がおこなったのは、言語「政策」ではなく、政策以前のたんなる言語「暴力」であった」⁶と糾弾した。そのため、日本統治者による「朝鮮語」科目の設置は、「日本の支配の暴力性を隠蔽するためのアリバイ作り」⁷にすぎないと断定している。しかし、イはその「暴力性」について具体的に言及しているわけではなく、実証的に論じているわけではない。

私は、萩原の主張に与するわけではないが、一方で、萩原を批判する梶井、イをはじめとする「朝鮮語」教育の先行研究にも課題があると考え。その課題とは、1911年の第一次朝鮮教育令における「朝鮮語及漢文」科目の設置から、第三次朝鮮教育令による「朝鮮語」科の随意科目化に伴う実質上の「朝鮮語」科目の廃止までの流れを、一貫した方針のもとでの施策であったかのように論じ、「朝鮮語」は併合当初から「のちに全廃していく言語政策過程のコース」⁸に乗っていたと見做しているということである。そして、普通学校で「朝鮮語」が必修科目であった点に関してはほとんど着目することなく、その実態や意味について明らかにしてこなかったことが大きな課題として位置づけられる。

本研究では以上のような問題意識から、次のような課題を設定した。まず、なぜ朝鮮人対象の初等教育において「朝鮮語」科目を必修科目として教授することになったのかという問いを明らかにする。そして、果たして本当に韓国併合当初から「朝鮮語」教育の廃止は既定路線だったのかという問いも明らかにする。また、それと同時に、本来ならば外国である日本によって母語である朝鮮語を教えられたという事実は、いったい朝鮮人にとってどのような意味を持ったのかということも切り離すことのできない問題である。それを考察するための基礎作業として、総督府の意図とは別に、実際に普通学校などの教育機関において「朝鮮語」教育がどのように行われていたかという実態を把握する。

本論に入る前に用語の整理をしておく必要があるだろう。「朝鮮語」と括弧つきで用いるのは、朝鮮総督府が朝鮮教育令下で設けた「朝鮮語及漢文」科目および「朝鮮語」科目を総称する用語として用いることとし、一般名詞としての朝鮮語とは分けて記述することとした。科目名としての「朝鮮語及漢文」と「朝鮮語」を区別する必要がある場合は、それぞれ「朝鮮語及漢文」科、「朝鮮語」科として記述することとする。また、本論文における「国語」とは、特にことわりのない限りすべて日本語のことであり、朝鮮人にとっての母語である朝鮮語を意味するものではない。

1 第一次朝鮮教育令下における「朝鮮語」教育

1-1 「朝鮮語及漢文」科必修の決定

第一次朝鮮教育令の成立過程について、「隈本繁吉文書」(以下、「隈本文書」と略す)に着目して検討することとする。隈本繁吉とは、1908年に韓国学部書記官に赴任し、韓国併合後には初代学務課長として第一次朝鮮教育令の策定に関与した人物で、1911年2月に台湾総督府の学務課長に転任した人物である。

「隈本文書」のうち、第一次朝鮮教育令制定過程に関わる資料には以下のものがある。

- | | |
|--|----------------|
| ① 隈本繁吉『学政ニ関スル意見』 | 1910 年 8 月初旬 |
| ② 隈本繁吉「普通学校教科課程改正要項案」 | 1910 年 8～9 月か？ |
| ③ 増戸鶴吉「隈本書記官ノ普通学校教科課程改正要項ニ
対スル修正意見」 | 1910 年 8～9 月か？ |
| ④ 隈本繁吉『朝鮮公立普通学校及官立諸学校整理案』 | 不明 |
| ⑤ 寺内正毅（推定） ⁹ 「朝鮮学制案ノ要旨」 | 1910 年 10 月か？ |
| ⑥ 隈本繁吉「学制案修正要点」 | 不明 |

執筆時期が確定できないものが多いが、私は上記の順序で書かれたのではないかと推測した。その主な根拠は、以下の通りである。

①に関しては、隈本自身が「七月末ニ起稿シ（八月初旬脱稿）」¹⁰と記しているので時期がほぼ確定できる。

②と③については、日本語科目を「国語」と表現していることから、併合後の教育制度についての試案であることが分かる。そして隈本の肩書きが「書記官」となっていることから、併合後に朝鮮総督府が統監府から正式に移行する前、つまり 1910 年 8 月 29 日の韓国併合から同年 9 月 30 日までの時期のものであると推定することができる。

④の前に⑤と⑥について見てみると、⑥の冒頭で「朝鮮学校制度案（御下附案）ヲ拝読シ更ニ熟考ヲ加ヘタル結果曩ニ閣下ノ閲覧ヲ辱クシタル学制案（原案）ニ修正ヲ加ヘタリ」¹¹と述べられていることに注目したい。⑤の欄外に「下付案扣」とメモ書きされていることから、「朝鮮学校制度案（御下附案）」とは⑤のことであるとみてほぼ間違いないだろう。そうなると、少なくとも隈本は⑤を読んだから⑥を記したといえる。

また内容から判断して、④は③の後に書かれ、⑥の前に書かれたことは確定することができる。その根拠は、④は③の増戸鶴吉の修正意見を反映させて書かれた跡が見受けられること、⑥で出された修正案が加筆訂正という形で④に反映されていることから、④の本文を書いたのは⑥を書く前であり、④の加筆訂正が⑥に反映したと推定できること、などである。

では、この順番に即して第一次朝鮮教育令策定過程における「朝鮮語」についての議論を把握しよう。

①では、初等教育における科目編成の方針について、儒教道徳を基本に据えた上で、「生活上必須ナル智識技能」として算数、日本語、地理、理科を教授することを説いている¹²が、「朝鮮語」あるいは「諺文」という言葉は見当たらなかった。

②においては、「従来ノ国語（朝鮮語）及漢文ノ教科目ヲ廃止スルガ如キ急劇ナル処置ニ出デス」¹³という理由で、「諺文及漢文」という教科目を設置するとした。教授内容については、旧韓末（統監府時代）では別々だった「国語（朝鮮語）」と「漢文」の教科書を統一し、「諺文」「漢字交リ諺文」「漢文」という三段階の順序で教授しようという考えを示し、その際、普通学校の 1～2 年次に

諺文と漢字交り諺文を、3～4年次では漢文のみを教授する方針を示した(表1)。このことから、②ではあくまで「漢文」が主であり、「諺文」は「漢文」教授のための前段階という位置づけのように読み取れる。

この②の案に対し、「諺文及漢文」の教授時数を各学年毎週一時間ずつ減らし、第三学年以上でも「漢文」と並行して「漢字交り諺文」を授けるように修正意見が、増戸鶴吉から出された(③)。

表1 「限本文書」②及び③における普通学校教科課程及毎週教授時数表(男児ノ分)

	第一学年		第二学年		第三学年		第四学年	
	時数	程度	時数	程度	時数	程度	時数	程度
修身	1(2)	実践道徳	1(2)	同左	1(2)	同左	1(2)	同左
国語	12	仮名、日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ読み方、書き方、綴り方、話し方	12	日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ読み方、書き方、綴り方、話し方	12 (11)	同左	12 (11)	同左及漢文読み方 ^{※3}
諺文及漢文	6(5)	諺文、近易ナル諺文交り文 ^{※1} ノ読み方、綴り方	6(5)	同左	5(4)	近易ナル漢文 ^{※2}	5(4)	同左

備考：隈本繁吉「普通学校教科課程改正要項案」12頁より作成。表作成の便宜上、出典における「同上」はすべて「同左」と書き改めた。

時数における括弧内の数字は、修正意見で朱書きで直された時数である。

※1 「諺文交り文」は「漢字交り諺文」に改めるよう朱筆修正された。

※2 「同左及近易ナル漢文」とし、「漢文」のみならず「諺文」も引き続き教授するように修正意見が出た。

※3 「及漢文読み方」を削除するように修正意見が出た。

表2 「限本文書」②及び③における普通学校教科課程及毎週教授時数表(女児ノ分)

	第一学年		第二学年		第三学年	
	時数	程度	時数	程度	時数	程度
修身	1(2)	実践道徳	1(2)	同左	2	同左及作法 ^{※2}
国語	10	仮名、日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ読み方、綴り方、話し方	10	日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ読み方、書き方、綴り方、話し方	9	同左
諺文及漢文	4	諺文、近易ナル諺文交り文 ^{※1} ノ読み方、綴り方	3(4)	同左	3(2)	同左

備考：隈本繁吉「普通学校教科課程改正要項案」15頁より作成。表作成の便宜上、出典における「同上」はすべて「同左」と書き改めた。

時数における括弧内の数字は、修正意見で朱書きで直された時数である。

※1 「諺文交り文」は「漢字交り諺文」に改めるよう朱筆修正された。

※2 「及作法」は削除するように修正意見が出た。

この修正意見の後に隈本が書いたと思われる④では、「諺文及漢文」の教授時数の変更は見られないものの、第三学年以上でも「漢文」と並行して「漢字交り諺文」を教授するように修正されている。

表3 「隈本文書」④における普通学校教科課程及毎週教授時数表（男児ノ分）

	第一学年		第二学年		第三学年		第四学年	
	時数	程度	時数	程度	時数	程度	時数	程度
修身	1	実践道徳	1	同左	2(1)	同左	2(1)	同左
国語	12	仮名、日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ読ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方	12	日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ読ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方	12	同左	12	同左
諺文* 及漢文	6	諺文、近易ナル漢字交リ諺文ノ読ミ方、綴リ方	6	同左	5	同左及近易ナル漢文	5	同左

備考：隈本繁吉『朝鮮公立普通学校及官立諸学校整理案』15頁より作成。表作成の便宜上、出典における「同上」はすべて「同左」と書き改めた。

時数における括弧内の数字は、後に隈本自身が加筆訂正した時数である。

※「諺文」は「朝鮮語」に改めるよう加筆訂正された。

表4 「隈本文書」④における普通学校教科課程及毎週教授時数表（女兒ノ分）

	第一学年		第二学年		第三学年	
	時数	程度	時数	程度	時数	程度
修身	1	実践道徳	2(1)	同左	2(1)	同左
国語	10	仮名、日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ読ミ方、綴リ方、話シ方	10	日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ読ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方	9	同左
諺文* 及漢文	4	諺文、近易ナル漢字交リ諺文ノ読ミ方、綴リ方	4	同左	3	同左

備考：隈本繁吉『朝鮮公立普通学校及官立諸学校整理案』17頁より作成。表作成の便宜上、出典における「同上」はすべて「同左」と書き改めた。

時数における括弧内の数字は、後に隈本自身が加筆訂正した時数である。

※「諺文」は「朝鮮語」に改めるよう加筆訂正された。

寺内正毅が書いたと思われる⑤では、「彼等〔朝鮮人〕ノ生活ニ實際必要ニシテ当分欠クベカラザルモノ」とであるという理由から、普通学校に「朝鮮語」という科目を設置する考えを示している¹⁴。各種上級学校では「朝鮮語及漢文」という教科名を用いていた¹⁵のに対して、普通学校では「朝鮮語」という教科名を用いていることから、寺内は普通学校においては「漢文」教授に

表5 「隈本文書」⑤における普通学校の課程案

	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年
修身	1	1	1	1	1
国語	10	10	10	10	10
朝鮮語	5	5	5	5	5

備考：寺内正毅（推定）「朝鮮学制案ノ要旨」別表「朝鮮学校課程案」より作成。

比重を置かないことを想定していたと考えられる。それを証左する材料として『教育時報』は、寺内が「日本国語の時間を多くし朝鮮語を少くし、漢語の時間を全廃すべし」(圈点は引用者)という意見を「固持」していると紹介している¹⁶。「全廃」というのが仮に誇張表現だったとしても、寺内が「漢文」教授の必要性をそれほど認めていなかったということはいえるだろう。

⑤を受けて、隈本は④に加筆訂正をし、「諺文及漢文」という教科目名を「朝鮮語及漢文」に改めた。その理由については、⑤に従ったのだという説明をしている¹⁷。

以上検討してきたように、朝鮮総督府の内部では、「朝鮮語」の教授について、併合当初から特に異論なく必修科目とする構想が練られていたことが明らかになった。これは、実際に朝鮮で実務をこなす官僚にとって、「朝鮮語」を廃して「国語」を普及させるということが現実的に不可能だという共通認識があったからであろう。しかし、「朝鮮学制」起草の議論の場を朝鮮から東京に移してから¹⁸、議論が揺れることになる。帝国教育会による建議を受ける¹⁹など、内地の「有識者」たちによる意見聴取の機会ももたれた。そして『教育時論』(1911年4月25日発行)の記事によれば、寺内が「朝鮮語」を必修科目として課す必要がないと考えるに至ったという²⁰。

このように「朝鮮語」をめぐる議論は揺れていたものの、議論の場を再び朝鮮に戻した後²¹、最終的に公布された普通学校規則では、「朝鮮語及漢文」科を必修科目として課すことが規定された。「朝鮮語」を廃止するのは現実的に不可能であるという合意に至ったからだろう²²。一方、「朝鮮語及漢文」科の位置づけを、総督府にとって少しでもポジティブなものにしようという姿勢が伺える。「朝鮮語及漢文」については、「徳性」を「涵養」し、「国語ト連絡」することとし、また特に、「時トシテハ国語ニテ解釈セシムルアルヘシ」と規定しており、「朝鮮語及漢文」のなかに「国語」教授を持ち込むことを意図したのである。

また「漢文」については、普通学校に朝鮮人が集まらずその募集が困難だった²³背景もあり、朝鮮の伝統的な教育機関である書堂に対抗する必要性などを踏まえ、現実的配慮から「漢文」教授の必修化を決定したと考えられる。

表6 第一次朝鮮教育令下における普通学校教科課程及毎週教授時数表

	第一学年		第二学年		第三学年		第四学年	
	時数	課程	時数	課程	時数	課程	時数	課程
修身	1	修身ノ要旨	1	同左	1	同左	1	同左
国語	10	読方、解釈、会話、暗誦、書取、作文、習字	10	同左	10	同左	10	同左
朝鮮語及漢文	6	読方、解釈、暗誦、書取、作文	6	同左	5	同左	5	同左

備考：「普通学校規則」(朝鮮総督府令第百号)『朝鮮総督府官報』号外(1911年10月20日)より作成。

表作成の便宜上、出典における「同上」はすべて「同左」と書き改めた。

1-2 「朝鮮語及漢文」科教育の実態

1-2-1 普通学校における「朝鮮語及漢文」科

ここでは『朝鮮教育研究会雑誌』²⁴に寄せられた徐光勳の論説にそって、当時の「朝鮮語及漢文」教育の実態の一端を明らかにすることにしよう。

徐光勳は普通学校の訓導として実際に教壇に立つたかわら、「朝鮮語及漢文」についてさまざまな歯がゆさを感じていたのだろう。同じ朝鮮語とはいえその「標準語」の普及が不十分であることから、「甚しきに至りては全く吾が意思を通じ能はざることあり」と嘆いている²⁵。これについて、実際に行われている「朝鮮語」教育の状況を次のように説明している²⁶。

然るに教師自身先にこの標準語なるものを能く知らず、常に各吾が郷里の方言を使ひ、加ふるに之を児童に教へ、忽ち慶尚道の児童をして、平安道の方言を言ふに到らしむ。甚しきは教科書中に現はれたる標準語さへ稍殊なるものは之れが解釈に苦み文字の発音亦〔中略〕方言的発音を教ふる等、実に寒心に堪へざる者あり。

このような教育状態では「学校教育の効果何ぞ之れ有るを認め得べき」²⁷としか言いようがない。さらに普通学校で用いられている『普通学校朝鮮語及漢文読本』の教材に対しては、朝鮮教育令で「徳性の涵養」が謳われているにも関わらず、目上の人に対する適切な言葉遣いすら教えられていないという痛烈な批判をしている²⁸。

朝鮮人教員にとって「徳性の涵養」とは、あくまで朝鮮旧来の儒教に根ざしたものであり、適切な敬語を用いて朝鮮語を駆使することも「徳性の涵養」と深く関連していた。それに対して、朝鮮総督府の意図した「徳性の涵養」は「教育勅語」に根ざした「忠良ナル国民」の育成にあった。つまり、朝鮮総督府の期待する「徳性」と、実際に「朝鮮語及漢文」科を教授していた朝鮮人教員の求める「徳性」の内実が乖離していたことが、ここから読み取ることができるのである。

1-2-2 「普通学校用諺文綴字法」の通用範囲

ところで、徐光勳のいう朝鮮語の「標準語」とは、すなわち「京城語」のことである。しかしこれを書きことばに限定すると、朝鮮総督府が1912年に制定した「普通学校用諺文綴字法」（以下、第一回綴字法とする）のことであるといえる。第一回綴字法とは、『普通学校朝鮮語及漢文読本』を編纂するにあたり、朝鮮語の綴字法を統一する目的で朝鮮総督府が制定したもので、「京城語」を基本とし、「大体発音主義に依」²⁹って制定されたものである。つまり、朝鮮語の「標準語」の普及が不十分であるということは、総督府が制定した第一回諺文綴字法が十分に浸透していなかったことを示す。

朝鮮総督府学務課長に就いていた経歴をもつ萩原彦三が、戦後に、日本統治期における「朝鮮語」教育について、「主として朝鮮特有の文字、語法を以つてする朝鮮語の読み方、書き方、綴り方を教えること」³⁰と定義していることから分かるように、総督府の定めた一連の綴字法は、「朝鮮語」教育の場において、大きな意味をもっていたはずである。そこで以下では、朝鮮語の「標準語」の

うち、特に書きことばの「標準語」ともいうべき第一回綴字法に限定して検討することとする。

そもそも第一回綴字法は、「普通学校用」と冠せられていることから分かるとおり、その想定適用範囲は当初から限られていた。なお、朝鮮語を用いて編纂された教科書は、普通学校に限定しても『普通学校朝鮮語及漢文』のほかに、『普通学校修身書』と『普通学校農業書』、さらに教師用の『普通学校修身書』などがあった。

三ツ井崇によると、教師用『修身書』に関しては第一回綴字法に準拠していないという³¹。さらに「私立学校教員試験」、「小学校及普通学校教員試験」という2種類の教員検定試験に出題された朝鮮語の綴り字を検証した結果も、表記のゆれが見られるなど、綴字法は徹底されていなかった³²。高等普通学校の教科書は、そもそも第一回綴字法の適用外だったことを考え合わせると、普通学校の教員たちは、第一回綴字法＝「標準語」をほとんど学ばずして教員になっていたといえる。

また、朝鮮総督府の補助を受けながら発刊され続けた朝鮮語新聞『毎日申報』や『朝鮮総督府官報』の「朝鮮訳文」、そして「教育勅語」の「朝鮮訳文」でも、第一回綴字法には準拠していなかった³³。つまり、教員検定試験も含め、これらの公的な性格をもつ刊行物では何ひとつ第一回綴字法に従っていなかったことになる。このように、朝鮮総督府は第一回綴字法を普及させる意図がそれほど大きくなかったことが分かる。

これは、仮に普通学校で「標準語」に基づいた「朝鮮語」教育を実施したとしても、その生徒たちが実際に社会で目にする朝鮮語は、普通学校で習ったものとは異なるという状況だったということである。つまり、普通学校で教える綴字法が、実際の社会では役に立たないという構造がそこにあったということだ。

「標準語」を教えようにも、「標準語」を知らないために教えることのできない教員が多数いたことは間違いない。しかし、そもそもこのような構造を前にして、普通学校で朝鮮語の「標準語」を教える意味とは、いったい何だろうか。私が思うに、ほとんどの普通学校の教員は、意識的か無意識的かは別にしろ、「標準語」が実際の社会において役に立たないことに気づいていたのではないか。そして「朝鮮語」教育の場において、「標準語」を教える必要性すら感じていなかったというのが実態ではないだろうか。

2 第二次朝鮮教育令下における「朝鮮語」教育

2-1 「朝鮮語」科必修の決定

1919年に三・一独立運動が起こり、朝鮮総督府は朝鮮の統治方針を改める必要に迫られた。第一次朝鮮教育令の抜本的改正に先がけて、総督府はまず1919年12月に高等普通学校規則と女子高等普通学校規則を改正し、続く1920年11月には普通学校の修業年限を4年から6年に引き上げた。そして1920年12月に臨時教育調査委員会(以下「調査委員会」と略す)を設立した。委員23名のうち、朝鮮人は3名である³⁴。

1921年5月、朝鮮人有志たちが調査委員会に「教育改善建議」を提出した³⁵。その建議案の主眼は大きく分けてふたつあり、ひとつは内地と同程度の教育を施し、朝鮮の学校と内地の学校との連絡の便宜を図ることであった。そしてもうひとつが、教授用語を朝鮮語にせよというものだった。し

かし、調査委員会の決議案には、内地と制度上の差別を「撤廃」という理念は盛り込まれた³⁶ものの、教授用語に関してはそもそも討議の機会さえ設けられなかった³⁷。そしてこの決議案によって従来の「朝鮮語及漢文」を「朝鮮語」「漢文」に再編し、「漢文」を随意科目とする案がまとめられた。「漢文」を随意科目化した理由は、就学状況の変化によるものと思われる。以前と異なり、「勧誘ヲ待タシテ〔普通〕学校ニ入学ヲ志願スル者」が増加したという状況を迎え、朝鮮人側の教育要求の内容も、「漢文」から「学校教育ノ真ノ内容実質」へと移行していったという認識に基づいて³⁸、「漢文」を必修科目とする意味がないと判断したのである。

最終的に 1922 年 2 月 4 日に公布された第二次朝鮮教育令では、「朝鮮語」に関する条文そのものの変化はそれほど見られないものの、教授時数が過当たり平均 5.5 時間だったのが、同 3.3 時間に減らされた。

2-2 「普通学校諺文綴字法大要」制定と諺文綴字法の制定

第二次朝鮮教育令下では、1923～24 年と 1930～31 年の二回にわたり教科書が発行されており、それにあわせて「諺文綴字法」も二度改正された。

1921 年 1 月に行われた臨時教科書調査委員会の答申のひとつに、第一回綴字法の改正要求が出されたのを受けて、学務局は普通学校用諺文綴字法調査委員会を設置した。その審議の結果、「普通学校諺文綴字法大要」（以下、第二回綴字法とする）が定められることになった³⁹。しかし第二回綴字法は第一回綴字法を基礎としているため、いくつかの追加規定を除いてはほとんど変わらないものであった⁴⁰。一方、普通学校のみだったその適用範囲が拡大されることになり、高等普通学校程度まで適用された。また、従来は適用の範囲外だった教師用の『普通学校修身書』の朝鮮語訳も第二回綴字法に準拠することとなった⁴¹。このように、第二回綴字法は内容そのものよりも、むしろその適用範囲を拡大させたことに意義が見出される。

そして第二回綴字法の改正の動きが出たのは、1928 年のことである。この年に臨時教科書調査委員会が組織され、教科書改訂にむけて審議の場がもたれたのに合わせて、第二回綴字法も改正されることになった。その背景には、朝鮮総督府規定の綴字法に対する朝鮮人たちの強い批判があった。たとえば嚴詳燮は、第二回綴字法について純朝鮮語には表音的表記法が採られているのに対し、漢字音には歴史的表記法を採用されていることから、教授上の不便が生じているなどと問題点を指摘したうえで、第二回綴字法は学理上不合理であり、かつ学習者を徒勞させるばかりであると論難している⁴²。綴字法に対する批判は、第一回綴字法の時点からすでに顕在化していたが、第一回綴字法と大して変わらない第二回綴字法は、さらに強い批判にさらされることになったのである。

こうして、1928 年に学務局側委員数名と現職教員 4 名とでなる原案起草委員会が審議を重ね、諺文綴字法の原案が作成された。その原案にもとづき諺文綴字法調査会がさらに会議を重ね、ついに 1930 年 2 月に諺文綴字法（以下、第三回綴字法）が決定された。なお、14 人から成る諺文綴字法調査会のメンバーには、1921 年に設立された民間団体である朝鮮語研究会（1931 年に朝鮮語学会と改称）の会員が 6 名選ばれている⁴³。朝鮮人たちの注目も高かったらしく、『東亜日報』などの新聞では審議過程をつぶさに報道し、社説では当局に対して期待感も寄せている⁴⁴。

このようにして、応急的対応の側面が強かった第一回、第二回とは異なり、第三回綴字法は実に2年近くもの歳月をかけてまとめられた。朝鮮語研究会会員たちの意見も取り入れられたことで、内容面でも大幅な修正が見られた。また、それまでの綴字法の呼称に「普通学校」と冠せられていたのが、第三回綴字法では削除されている。これは、第三回綴字法の「総説」においても「朝鮮語読本ニ採用スベキ諺文綴字法ハ、各学校ヲ通ジ之ヲ同一ナラシムルコト」⁴⁵(圏点は引用者)と記されているとおり、その適用範囲をより広範にすることを意図しているためであった。

2-3 第二次朝鮮教育令下の普通学校における「朝鮮語」教育の実態

前述したように、第一次朝鮮教育令下においては、「朝鮮語及漢文」科の教育に期待するものが朝鮮総督府と実際に教授に当たる教員との間で異なっていた。第二次朝鮮教育令下においてはどうかののだろうか。朝鮮語研究会⁴⁶の会長だった李完応の「朝鮮の学務当局はなぜ朝鮮語を度外視するか」という論説から検討することにしよう⁴⁷。

毎年各地に開かるる普通学校教員の各種の講習会に於ても朝鮮語科は殆ど眼中に置いていない様である。然るが故に各学校に於ける同科の教授方法の区々たるは言うに及ばず、地方に於ける普通学校の如きは、〔朝鮮語〕読本には一定の標準語を用いてあるにも拘わらず、教員の教室用語などはその地方地方の方言丸出しで「書は書、我れは我れ」式を到る処に見受けらるるのである。斯くの如くにして果して朝鮮語の統一を図り所期の目的を達し得るであろうか。〔圏点は引用文、ゴチック体は引用者による〕

朝鮮語の「標準語」の普及が徹底していない点など、ここで指摘されていることは、前にみた徐光勳の指摘とまったく変わらないことが分かる。

続けて、1927年の『東亜日報』の記事を見てみよう⁴⁸。

今日の普通学校は日語全盛、日語万能だ。崇高なる日語が朝鮮語を圧迫している。必ず日語を使わねばならない。質問にも日語でなければならぬ。朝鮮人先生にも日語で話さなければならぬ。ひどい者は、朝鮮語一回に『罰金一銭也』なる取締法をつくる怪行も一つや二つの例ではない。冊数が少ない、時間が少ない、教材が無味だ、充実した参考書がない、入学試験もない。このようななかで、〔「朝鮮語」科目に〕好成绩を要求することができようか。学科中最も劣等な成績である現状も甚だ無理はない。〔中略〕また、教師にしても家庭にしても、この朝鮮語を等閑する傾向が少なくない。現今、事実として朝鮮児童の朝鮮語は学科中最も劣った成績であるのをみると、寒心の涙を禁じえない。

なお、この記事は「日語」「歴史」「朝鮮語」といった具合に項目を分けて書かれている。この引用箇所はそのうちの「朝鮮語」の項目に書かれている内容である。文脈上ははっきりしないが、このことから、日本語を用いなければ罰則があったとする内容は、おそらく「朝鮮語」の時間におい

てではないかと推測される。もしそうだとすれば、おそらく日本語を用いた間接法で「朝鮮語」を教授していたということだろう。

そして全学科目中、「朝鮮語」の成績が最も悪い⁴⁹というのが一体どの程度かということ、「卒業というものの後にも、雑誌一頁をすらすらと読むのが難しく、朝鮮文の手紙一通をまともに書けない」⁵⁰ほどだったという。このような状況に改善が見られるすべもなく、1934 年発行の『正音』においても似たような指摘がされている⁵¹。

市内のある普通学校二年に在学する児童の学父兄が言うには、その児童が朝鮮語科目に落第をしたという。〔中略〕ほかの科目は全部が優秀な成績であって、学父兄もその子がそれほど無才な方ではないと言っている。さらに普通学校入学前に家庭で準備的に仮名と数字と其の他を学習させ、朝鮮語に対しては諺文を母親から学び理解したという。そうして世間で流行している小説の類や新聞記事を十分に読むことができたとのことだ。勿論当て字〔のような間違い〕ではあったとしても、言ったことを書き取れと言え田舎に送る手紙のようなものを十分に代筆することができたという。そのような児童が一段普通学校に入学して一年が経過した後、朝鮮語科目に落第をしたというのだ。〔中略〕その児童が朝鮮語の本を持ってきて広げて言うことには、家で学んだ朝鮮語とあまりにも違います。そうとなれば勉強をほかの科目よりもたくさんしてもどうしようもなく、家で学んだようによく読めるようになるのでないから、試験が一番難しく、面白みが到底ありはしないと言ったという。それだけでなく、その児童だけがそうなのではなく、〔ほかの児童〕全体が同様に答えたのだという。

「朝鮮語」の成績が悪いという現象こそさきほどの記事と同様だが、ここでは執筆者が指摘している原因が、さきほどとは大きく異なる。朝鮮総督府の定めた諺文綴字法が、社会一般に流通している綴字法とは異なることを理由にあげているのである。これはおそらく、朝鮮語学研究会という民間の朝鮮語研究団体の会員が、その会報である『正音』に寄せた文であるという背景があるためだと考えられる。

そして『正音』の論文が掲載されてから二年後の 1936 年には、『朝鮮中央日報』に「普通校朝鮮語を日本内地人訓導が教授」という記事が載せられた⁵²。記事の概要はこうだ。

仁川第二公立普通学校では、内地人教員が「朝鮮語」時間を受け持ち、児童が不利益を被っているとして苦情が出た。それを受けて仁川府教育会議の場において当局者からの言い分を聞いたところ、当該内地人教員は朝鮮人と比べても発音上問題はないといい、「朝鮮語」の先生がしばらくいなかったため彼が代わりに教えていたに過ぎないのだという。ところが、新学期を迎えた後も相変わらずその内地人教員が「朝鮮語」を教え続けるので、児童たちは大きな苦しみを受けているという批難が殺到している、というものである。

これは、教育現場において「朝鮮語」科目が粗略に扱われていることの傍証であり、1930 年代以降においては、朝鮮人生徒にとって普通学校で唯一朝鮮語を使うことの許された場すら確保されなくなっていた実態がここに見出せる。

おわりに

韓国併合直後、朝鮮総督府の寺内正毅総督や学務官僚たちの考えは、「朝鮮語」を必修科目として存置することでほぼ一致していた。しかし、この方針は堅持されていたわけではなく、議論は揺れていた。最終的には、「朝鮮語」の廃止は現実的に不可能であるという認識から、必修化の決定がなされた。「漢文」教授に関しては意見が割れていたようだが、書堂や私立学校に対抗し、入学者数を確保するための呼び水として導入が決まった。

一方、第二次朝鮮教育令は、臨時教育調査委員会を設置しその委員に朝鮮人も任命したように、その成立過程に朝鮮人が関わったことが大きな特徴のひとつである。しかし、朝鮮人が関わるものが許された範囲はごく限られていた。「国語」を普及させるという方針は変わらなかったため、多くの朝鮮人の切実な要望のひとつである、「国語」を除くすべての教科の教授用語を朝鮮語にせよという要求には、徹底的に無視をした。それでも「朝鮮語」を必修科目として存続することを決めたのは、「朝鮮語」の廃止が現実的に不可能という認識があったからだろう。逆に普通学校入学の呼び水だった「漢文」は、朝鮮人側の教育要求の内容が「漢文」から「学校教育ノ真ノ内容実質」へと移行したとの認識から、必修科目から外された。

「朝鮮語」教育のために必要であるため、朝鮮総督府は「諺文綴字法」を策定したが、第一回、第二回綴字法は、『普通学校朝鮮語(及漢文)読本』の編纂のため応急的に作られたに過ぎなかった。しかしこれに対し強い批判を受けた総督府は、第三回綴字法を社会的に多くの支持を集めていた朝鮮語研究会の会員にも多数関与させた。

「朝鮮語」教育の実態としては次のことが明らかになった。第一次朝鮮教育令下では「標準語」の低普及や、総督府の意図する「徳性」と朝鮮人教員の意図する「徳性」が乖離していたことが、一部の朝鮮人教員の間で問題視されていた。それが第二次朝鮮教育令のもとでは、むしろ成績の「不振」という形で報告されるようになっていき、1930年代以降では「朝鮮語」科目がまともに教授されなくなっていった実態が明らかになった。

以上概括したように、第一次・第二次朝鮮教育令において、朝鮮総督府は現実的に「朝鮮語」を廃止することが不可能であると認識し、「朝鮮語」を必修化する決断を下したということが明らかになった。これは言い換えれば、「朝鮮語」を廃することが現実的に不可能であると為政者たちが認識し続ける限り、「朝鮮語」は必修科目として授業科目であり続けたことになるということでもある。つまり、「朝鮮語」を教育するかしないかを決めた要因は、つねに朝鮮総督府や日本政府の内部だけでなく外部＝朝鮮人にもあったということであり、このような点からも、本研究において「朝鮮語」教育の実態の一端が明らかになったことは意義深い。朝鮮総督府による綴字法の策定のように、実際に「朝鮮語」を教授していた教師たちや生徒の存在、あるいは民間の朝鮮語研究団体が、総督府の施策にも多少なりとも影響を与えた点も看過できない。

今後の課題は、検討する教育機関の対象を広げること、そして第三次朝鮮教育令以降についても検討することである。そうすれば、なぜ「朝鮮語」は随意科目化されるに至ったのか、為政者たちは何を基準に「朝鮮語」を廃することが可能であると判断したのかが、より具体的に明らかになるだろう。

- ¹ 萩原彦三『日本統治下の朝鮮における朝鮮語教育』[友邦シリーズ第3号]友邦協会、1966年。
- ² 梶井陞『朝鮮語を考える』龍溪書舎、1980年、第四章を参照のこと。
- ³ 同上、52頁。
- ⁴ 同上、86頁。
- ⁵ イ・ヨンスク『「国語」という思想』岩波書店、1996年、251頁。
- ⁶ 同上、241頁。
- ⁷ 同上、254頁。
- ⁸ 豊田国夫『言語政策の研究』錦正社、1968年、192頁。
- ⁹ 阿部洋は⑤の史料について、罫紙欄外に「下付案扣」とあることから、寺内総督から関屋学務局長を経て隈本らに下付されたものと推定している（阿部洋「別集「旧韓末教育史資料 一幣原坦・隈本繁吉関係文書一」について」渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第63巻、龍溪書舎、1991年、48頁。以下、同資料集を『史料集成』と略記する）。
- ¹⁰ 隈本繁吉『学政二関スル意見』1910年8月、1頁（『史料集成』第69巻所収）。
- ¹¹ 隈本繁吉「学制案修正要点」3頁（『史料集成』第69巻所収）。
- ¹² 隈本繁吉『学政二関スル意見』1910年8月、17頁（『史料集成』第69巻所収）。
- ¹³ 隈本繁吉「普通学校教科課程改正要項案」18～19頁（『史料集成』第69巻所収）。
- ¹⁴ 寺内正毅（推定）「朝鮮学制案ノ要旨」3～4頁（『史料集成』第69巻所収）。
- ¹⁵ 同上、別表「朝鮮学校課程案」。
- ¹⁶ 「時事彙報 朝鮮の新教育制度」『教育時論』第929号、1911年2月5日。
- ¹⁷ 隈本繁吉「学制案修正要点」3頁（『史料集成』第69巻所収）。
- ¹⁸ 寺内正毅朝鮮総督は1911年1月15日に、関屋貞三郎学務局長が同年2月19日に相次いで「東上」し、隈本繁吉が転出した後任として総督府内務部学務課長に就任（1911年4月11日）した弓削幸太郎も5月初旬に関屋とともに朝鮮入りするまでは引き続き東京にいたことから、「朝鮮学制」策定の議論の場は京城から東京へと移されたと考えられる（井上薫「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策 一第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与一」『北海道大学教育学部紀要』第62号、1994年、205～207頁）。
- ¹⁹ 三土忠造を主査とする帝国教育会朝鮮教育調査委員会は二度にわたって「一切日本文の教科書を用ひ日本語を以て教授すべし」などといった内容の「朝鮮教育方針」を寺内に建議した（「時事彙報 帝国教育会と朝鮮教育」『教育時論』第934号、1911年3月25日、および井上薫前掲論文、198頁）。
- ²⁰ 「時事彙報 朝鮮の日本語教授」『教育時論』第937号、1911年4月25日。
- ²¹ 井上薫（前掲）によると、寺内正毅、関屋貞三郎、弓削幸太郎の三者はいずれも1911年5月上旬に朝鮮に渡ったことが『毎日申報』に報道されている（「関屋局長入京期」『毎日申報』1911年5月4日付、「御真影着京期」『毎日申報』1911年5月9日付）。
- ²² 学務課長として朝鮮教育令策定に参画した弓削幸太郎は、「朝鮮語」についてのちにこう語っている。「元来多年慣用せる言語の使用を禁ずることは決して為すべきことでなく又為し得べきことではない以上、即ち朝鮮語の使用さるゝと云ふ事実を否認し難き以上、普通教育に於て之を授くるは当然である」（圏点は引用者）（弓削幸太郎『朝鮮の教育』自由討究社、1923年、138頁）。
- ²³ 弓削はのちに「万一普通学校で漢文を教へなかつたなら当時学校に生徒を送る父兄は殆んど絶無であつ

たと信ずる」と述懐している(弓削幸太郎前掲書、138頁)。なお、古川宣子の推計によると、朝鮮人の普通学校への就学率は1910年で1.0%、1911年で1.5%という。ちなみに書堂への就学率の推計は1911年時点で6.6%である(古川宣子「植民地期朝鮮における初等教育 ―就学状況の分析を中心に―」『日本史研究』第370号、1993年)。

²⁴ 政務總監が会長の朝鮮教育研究会が発行する朝鮮の教育に関する官製雑誌で、「朝鮮教育令其ノ他ノ教育ニ関スル法令ノ趣旨ニ基キ教育ノ方法ヲ調査研究スル」という会則のもと編纂された。

²⁵ 裡里公立普通学校訓導 徐光勳「普通学校に於ける朝鮮語教授について」『朝鮮教育研究会雑誌』第56号、1920年5月15日、12頁。

²⁶ 同上、14～15頁。

²⁷ 同上、15頁。

²⁸ 同上、14頁。なお徐光勳は「朝鮮語」についてのみ指摘しているが、沈宜麟はこれと似た批判を「漢文」についてしている。沈宜麟は「漢文」の教授時数が減った結果、「朝鮮旧来の上流社会に於ける交際の常識」に乏しくなりがちであると論じた(於義洞公立普通学校訓導 沈宜麟「朝鮮語漢文教授と共に常識養成」『朝鮮教育研究会』第48号、1919年9月15日、30頁)。

²⁹ 朝鮮総督府学務局編輯課長 小田省吾「朝鮮総督府に於ける教科書編纂事業の概要」『朝鮮彙報』1917年7月、467頁(森田芳夫『韓国における国語・国史教育 ―朝鮮王朝期・日本統治期・解放後―』原書房、1987年、466～480頁所収。引用頁数は原典ではなく森田による)。

³⁰ 萩原彦三前掲書、3頁。

³¹ 三ツ井崇『植民地下朝鮮における言語支配の構造 ―朝鮮語規範化問題を中心に―』2001年度一橋大学大学院社会学研究科提出博士学位論文、関西学院出版会、2004年、40、43頁。なお三ツ井は、『普通学校修身書』と『普通学校農業書』に関しては、所蔵が確認できていないという制約から検討していない。

³² 同上、41～43頁。

³³ 同上、46～49頁。

³⁴ 侯爵李完用、全羅南道参与官石鎮衡、普成法律商業学校長高元勲の三名が任命された(朝鮮総督府「臨時教育調査委員会決議要項」1920年、8～9頁(『史料集成』第16巻所収))。

³⁵ 「教育改善建議」『東亜日報』1921年5月3日付、1面。

³⁶ 前掲資料、朝鮮総督府「臨時教育調査委員会決議要項」2頁。

³⁷ 「用語問題ニ絶望」『東亜日報』1921年5月6日付、2面。

³⁸ 1920年の朝鮮教育令一部改正の際、朝鮮総督府が閣議において説明した資料のうち、その改正理由のひとつとして、「勧誘ヲ待タスシテ学校ニ入学ヲ志願スル者ノ増加」と「近来ハ学校教育ノ真ノ内容実質ニ対シ其ノ改良ヲ要求スルモノ多クナ」ったことを挙げている(久保義三『天皇制国家の教育政策 ―その形成過程と枢密院―』勁草書房、1979年、304頁)。

³⁹ 三ツ井崇前掲論文、54頁。

⁴⁰ 同上、22頁。

⁴¹ 同上、54頁。

⁴² 嚴詳燮「朝鮮語読本に対する私見」『文教の朝鮮』第27号、1927年11月1日、69～71頁。なお嚴詳燮がどういう人物なのかは不明だが、本文中に「一日も早く現行読本〔1923～24年発行『普通学校朝鮮語読本』〕を改纂して〔中略〕学理的な綴字法に従ふことを實際教授にあたつてゐるものゝ一人として切望して

ママ
やまない次第である。」(圏点は引用者)とあることから、普通学校の教員かと思われる。

⁴³ 三ツ井崇前掲論文、82 頁【表 1-13】③の審議委員一覧による。

⁴⁴ 同上、89 頁ほか。

⁴⁵ 朝鮮総督府『普通学校朝鮮語読本巻一編纂趣意書』1930 年、8 頁(『史料集成』第 19 巻(上)所収)。

⁴⁶ この朝鮮語研究会は、のちに朝鮮語学会と改称する朝鮮人の団体(本文で既出)とは異なり、内地人の朝鮮語学習を推進するために作られた組織である。この組織に関する詳しい実態はまだ分かっていないが、当時、伊藤韓堂が主催した朝鮮思想通信社の姉妹団体で、1924 年に発足したものであるようだ(三ツ井崇前掲論文、74～75 頁)。

⁴⁷ 李完應「朝鮮の学務当局はなぜ朝鮮語を度外視するか」『朝鮮語及朝鮮民族第一輯』朝鮮思想通信社、1927 年(梶井陟前掲書、87 頁より重引)。

⁴⁸ 密陽 金振国「普校教育内容(二)」『東亜日報』1927 年 2 月 9 日付、6 面(朝鮮語、大澤訳)。

⁴⁹ 「釜山の公立普通学校の如きは、朝鮮語の成績よりも、寧ろ国語の成績の方が優ると云ふ位になつてゐる」(幣原坦『朝鮮教育論』六盟館、1920 年、143 頁)と報告があるように、第一次朝鮮教育令期からすでに「朝鮮語」よりも「国語」の成績がよいという報告があった。しかし、それは学校名を名指しできる程度の範囲に過ぎず、第二次朝鮮教育令期では、この傾向がより一層顕著となっていったと分析できる。

⁵⁰ 密陽 金振国、前掲記事、6 面。

⁵¹ 権寧仲「現下朝鮮語外兒童教育上問題」朝鮮語学研究会『正音』第 3 号、1934 年 6 月、13～14 頁(朝鮮語、大澤訳)。

⁵² 「普通校朝鮮語を日本内地人訓導に教授」『朝鮮中央日報』1936 年 4 月 9 日付、8 面。